

訪問介護事業所たんぽぽ 料金表

令和元年10月～

事業所No. 0272500265

(要介護者の場合)

	サービス利用に要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半～ (30分増す毎に)
身体介護	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額	199円	299円	474円	692円	792円(+100円)
引き続き生活援助を行った場合	生活援助20分以上45分未満		+ 79円			
	生活援助45分以上70分未満		+ 158円			
	生活援助70分以上		+ 237円			

	サービス利用に要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額		218円	269円	

※特定事業所加算(1) 所定単位数の20%の加算が含まれています。

※計算上、四捨五入の関係で、1～2円差額がある場合がございます。

*介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用利用料金の13.7%の金額となります。
*介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用利用料金の6.3%の金額となります。
*緊急時訪問介護加算	1回につき +100円
*初回加算(初回月)	サービス開始月のみ +200円
*通院等乗降介助	1回につき 118円

※訪問介護事業所たんぽぽと同一、隣接する敷地にある建物に居住されているかたは、10%減額となります。

○平常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増加算が加算されます。

- ・夜間(午後6時～午後10時まで) : 25%
- ・深夜(午後10時～午前6時まで) : 50%
- ・早朝(午前6時～午前8時まで) : 25%

(総合事業 現行相当サービス 事業対象者・要支援者の場合)

	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額
週1回程度の利用の場合 (事業対象者・要支援1・要支援2)	1,172円
週2回程度の利用の場合 (事業対象者・要支援1・要支援2)	2,342円
週2回以上の利用の場合 (事業対象者・要支援2)	3,715円



初回加算	サービス開始月のみ +200円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用利用料金の13.7%の金額となります。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用利用料金の6.3%の金額となります。

※訪問介護事業所たんぽぽと同一、隣接する敷地にある建物に居住されているかたは、10%減額となります。